

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
損害保険料率算出団体に関する法律	法
金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書（2024 年 12 月 25 日）	金融審議会 WG 報告書

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
損害保険料率算出団体が参考純率の算出を行うことができる保険の種類関係		
1	趣旨を鑑みて、さらなる企業分野商品への対象拡大を進めることが必要と考える。	貴重なご意見として承ります。
2	今回追加予定の参考純率対象種目は、既に中小でも販売している種目である。貴庁は各社の創意工夫よりも秩序や監督し易さを重視しているため、参考純率に商品内容が制約を受けかねないと危惧している。	本改正案は、金融審議会 WG 報告書を受けて、損害保険業界からの意見を踏まえ、新たに追加する保険の種類を選定を行ったものです。 各損害保険会社の保険商品は、参考純率を参考としつつ、保険契約者等の需要及び利便に適合したものとなるよう、創意工夫のもと創設されるものと考えております。
3	すでに対象商品を扱っている保険会社にとっても、競合社が増える可能性はありつつも、より信頼性の高いデータを活用できるようになり、保険会社の健全性向上や商品の安定供給につながる大変意義のある改正だと考える。	貴重なご意見として承ります。
4	金融庁告示中第二号の「事業活動損害保険」は、保険業法施行規則第 83 条第 3 号テに定める「事業活動損害保険」を指しているという理解でよいのか。 その理解でよい場合、「事業活動損害保険」は保険業法施行規則第 83 条第 3 項イからエまでには明記されていない事業活動に伴い事業者が被る損害を対象としたバスケット条項であるため、幅広い商品が該当するが、検討の余地があると考えている保険種目は主としてどのようなものが考えられるか。	前段についてはご理解のとおりです。 後段については、本改正案における損害保険料率算出団体が参考純率の算出を行うことができる保険の種類のうち、実際に参考純率の算出を行う具体的な保険種目に関して、損害保険料率算出機構と損害保険業界との間で検討されるものと考えております。金融庁としても、円滑な運用に向けた対応が行われるよう後押ししてまいります。
5	金融庁告示で新たに定められた保険の種類について、これらはあくまで参考純率の算出を行うことができる保険種類を列挙したものであり、実際にどの種目において参考純率の算出が行われるかについては、参考純率化されていない医療費用保険や介護費用保険のように、損害保険業界のニーズ等も踏まえつつ、参考純率の基礎となるデータの収集や整備の状況や、その影響等を考慮し、適合性審査等も通じて適切に判断していくという理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
6	金融庁告示で新たに定められた保険の種類「賠償責任保険」、「労働者災害補償責任保険」、	前段についてはご理解のとおりです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	「動産総合保険」は、それぞれ保険業法施行規則第 83 条第 3 号ワ、ヨ、ウに定める保険種目を指しているという理解でよい。 また、「ペット保険」とは個人が飼育する犬や猫などの動物について、その医療費（入通院、手術）の実費を補償する保険という理解でよい。	後段については、ペット保険は他人に対する賠償等に関する補償が付されることも考えられますが、いずれにせよ、具体的な補償内容も含め、損害保険料率算出機構と損害保険業界との間で検討されるものと考えております。金融庁としても、円滑な運用に向けた対応が行われるよう後押ししてまいります。
7	参考純率の対象拡大は、業界の変革に非常に意義のあるものだと思う。大手損保のメリットが薄く後ろ向きな意見が多く出る一方、中小損保を含む立場の違う者からは全く異なる意見もでることも想定される。透明性を確保する観点から、どのような議論があったのか等の検討経緯や背景は詳細に公表いただきたい。	貴重なご意見として承ります。
8	事業活動損害保険とは、保険業法施行規則第 83 条テに定められているものと理解している。すなわち、いわゆる企業向けのサイバー保険や利益保険を想定しておけばよいのか？	一般的には、ご意見にある費用・利益保険などの保険種目があると考えられますが、参考純率算出対象とする具体的な保険種目については、今後、損害保険料率算出機構と損害保険業界との間で検討されるものと考えております。金融庁としても、円滑な運用に向けた対応が行われるよう後押ししてまいります。
9	会員に新たに加えると、大手損保や（ペット保険等の）シェア上位社は、これまで蓄積してきた自社のデータを外部に出すことになるため、メリットよりもデメリットの方が大きく加入しないことも考えられる。 一方で、大手損保やシェア上位社が加入しないと、参考純率制度は成り立たない。 この点、どのように考えているのか教えていただきたい。	損害保険料率算出機構による適正な水準の参考純率の算出のために十分な保険契約及び保険金支払いのデータの確保については、今後、損害保険料率算出機構と損害保険業界との間で検討されるものと考えております。金融庁としても、円滑な運用に向けた対応が行われるよう後押ししてまいります。
10	既に認可を取得済みの保険種目に対し、参考純率が対象拡大された場合、会員にならなければ参考純率に準拠しなくてよいという理解でよいのか？	法において、参考純率は、純保険料率の算出の基礎とし得るものとされており、損害保険料率算出機構の会員であるか否かにかかわらず、各損害保険会社に対してその利用が義務付けられるものではありません。 参考純率を使用しない場合については、その純保険料の算出方法が、保険数理に基づき合理的かつ妥当であり、保険料に関し、特定の者に対し不当に差別的取扱いをするものではないことが必要となります。
11	賠償責任保険には様々な種類があるが、今般の価格調整問題を受けた対策という観点では、幅広い企業商品（一般賠償、D&O、サイバー保険を含む E&O など）を対象とするべきと考える。	貴重なご意見として承ります。
12	サイバー保険は、各保険会社単位ではまだ保険金データの積み上げが十分でないと考えられ、特に未参入社にとってはデータ収集の難易度が高く、参考純率化によるデータの信頼性向上のメリットが大きい種目であると考えます。	
13	サイバー保険を対象種目とする場合、サイバーリスク自体の環境が大きく変わりやすいこ	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	とを踏まえると、参考純率の定期的な検証は他種目よりも高頻度であることが望ましいと考える。	
14	ペット保険は、企業向けでないし、データも少ないのではないかな？	金融審議会 WG 報告書においては、参考純率の対象拡大により中長期的に中小規模の損害保険会社の商品開発や新規参入を促進していくことが適切である旨提言されており、その際、拡大する保険種目については、損害保険業界のニーズ等を踏まえながら、企業向けに限らず個人向け保険も含めて検討することが考えられるとされております。 上記を受け、ペット保険については、損害保険業界の具体的な保険種目のニーズ等を踏まえ、選定を行ったものとなります。
15	【意見の趣旨】 この度の「保険業法等の一部を改正する法律案（仮称）」において、損害保険料率算出団体が算出する参考純率の対象に、新たに5種目を追加する案が示されました。保険制度の健全な運営と安定化に資するという参考純率制度の趣旨には理解を示すものですが、その対象として「ペット保険」を追加することについては、その特性と市場環境に鑑み、再考を強く求めます。 【意見の理由】 参考純率制度は、個々の保険会社ではデータが十分に蓄積されず、安定的な保険料の算出が困難な保険種目において、保険契約者保護の観点から有効に機能するものと認識しております。しかしながら、「ペット保険」については、他の4種目とは性質が大きく異なり、参考純率の導入が市場の健全な競争を阻害し、かえって消費者利益を損なう可能性があると考えます。理由は以下の通りです。 1. 市場の実態と制度の不整合性について 現在のペット保険市場における主要な担い手は、保険業法上の「少額短期保険業者」であり、損害保険会社は一部にとどまります。 本改正案で定める参考純率は、損害保険料率算出機構の会員である損害保険会社にのみ影響を及ぼし、市場の大部分を占める少額短期保険業者には適用されません。これにより、損害保険会社のみが事実上、保険料設定の柔軟性を失い、少額短期保険業者との間で著しく不公正な競争条件が生じる懸念があります。これは、健全な市場の育成を歪める要因となりかねません。 2. 参考純率の必要性の低さについて ペット保険は、他の自然災害を対象とする保険などとは異なり、保険金の支払いが日常的に発生する「高頻度」の保険商品です。そのため、	各損害保険会社による商品開発は、参考純率を参考としつつ、保険契約者等の需要及び利便に適合したものとなるよう、創意工夫のもと行われるものと考えております。 なお、損害保険業界の具体的な保険種目のニーズ等を踏まえ、新たに追加する保険の種類の選定を行ったことから、一定の必要性があるものと考えております。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	各保険会社は販売開始後、比較的短期間で自社の引受実績に基づく豊富な経験データを蓄積することが可能です。 つまり、各社が独自に、自社の引受方針や商品特性を反映した精緻な保険料率を算出する能力を十分に有しており、料率団体が画一的な純率を算出する必要性は低いと考えられます。 3. 引受査定の重要性和商品開発の阻害について ペット保険の損害率は、補償内容はもちろんのこと、ペットの種類、年齢、血統、既往歴、飼育環境といった、引受査定における個別のリスク評価に極めて大きく左右されます。これらのきめ細かなアンダーライティングは、各社のノウハウの結晶であり、競争力の源泉です。 参考純率の導入は、こうした各社の創意工夫やリスク評価に基づく多様な商品開発、および引受査定の努力を画一化させる方向に作用します。結果として、消費者の多様なニーズに応えるための健全な価格競争やサービス競争を阻害し、市場全体の活力が失われることを強く懸念します。 【結論・要望】 以上の理由から、「ペット保険」については、参考純率制度の対象とせず、引き続き、各保険会社の自由な創意工夫と公正な競争に委ねることが、市場の健全な発展と、ひいては多様な商品を求める消費者利益の向上に資すると考えます。 つきましては、本改正案のうち、ペット保険を参考純率の対象種目として追加する部分について、削除されることを強く要望いたします。	
16	長年赤字であるペット保険にも対象拡大をすることを歓迎する。赤字である金融機関は古今東西無理な運営をして、結果的に不祥事に繋がるものになると思う。	貴重なご意見として承ります。
17	既に中小でも販売できている種目にまで参考純率を設定することで、却って商品の画一化を招いたり、算出団体の運営コストが加算されたりして、契約者の利便が損なわれることを危惧する。 ペット保険は企業向けではないので、参考純率対象とするのは今回の保険料調整行為事案への対応として目的に合っていないように見える	各損害保険会社による商品開発は、参考純率を参考としつつ、保険契約者等の需要及び利便に適合したものとなるよう、創意工夫のもと行われるものと考えております。 また、金融審議会 WG 報告書においては、参考純率の対象とする保険種目の拡大により中長期的に中小規模の損害保険会社の商品開発や新規参入を促進していくことが適切である旨提言されており、その際、拡大する保険種目については、損害保険業界のニーズ等を踏まえながら、企業向けに限らず個人向け保険への拡大も含めて検討することも考えられるとされております。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		本改正案は、金融審議会 WG 報告書を受け、損害保険業界からの意見を踏まえ、新たに追加する保険の種類の選定を行ったものとなります。
18	多くの保険会社において料率の設定に際し、予定純率と実際の保険金支払実績に基づく実現純率の分析を通じて、各社が適切な純率を設定することで自由な競争を促進しているものと当社では認識しています。 地震保険のように予測困難なリスクには基準料率が不可欠である一方、ゴルフ保険のように実現純率の把握が可能な種目では参考純率は適用されていません。ペット保険についてもゴルフ保険と類似した側面があります。 他方、ペット保険には他種目とは異なる特有のリスク構造が一定程度存在しており、保険本来の「急激・偶然・外来」に対し、人間がコントロール可能な「緩慢・必然・内来」といった要素が一定存在しています。こうした人為的要素が純率に与える影響を踏まえると、制度としての参考純率の提示には意義があると考えます。 ペット保険に内在するリスクを、自動車保険と対比すると次のとおりです。 1. メーカーリスク 自動車ではエンジン等の初期不良が対象となる一方、ペットでは近親交配による遺伝性疾患や未成熟な出荷がリスク要因となります。 2. 販売店リスク 自動車ではディーラーオプションの欠陥や説明不備、ペットでは健康状態が未熟なまま販売されるケースや食餌・飼育指導の不足等が該当します。 3. 法令リスク 自動車には品質規制や道路交通法などの整備がありますが、ペット流通においても動物の愛護及び管理に関する法律にて未成熟な生体販売に対する規制があり、法令違反による発症リスクがあります。 4. ユーザーリスク 自動車では誤使用や過走行、ペットでは偏った食生活、口腔ケアの不足が慢性疾患の発症リスクを高めます。 5. 修理・診療リスク 自動車では過剰修理が問題となるのと同様、獣医療では獣医師が全科診療を行う構造上、過剰診療が発生しやすい特性があります。 これらのペット保険に内在するリスクに対しては、保険会社自らがリスクマネジメントに責任を持ち、予防による発症抑制、健診データ	貴重なご意見として承ります。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	の活用、契約条件の適正化など、能動的な運用努力が望ましいと考えています。 当社は、これまで業界に先駆けてペットの健康増進や遺伝病管理、免疫成熟への介入などに取り組み、犬のウェルシュ・コーギー・ペンブロークの変性性脊髄症の抑制や腸内細菌叢の多様化と発症の相関の解明といった具体的成果を挙げてまいりました。また、当社グループ内に多数の獣医師を擁し、診療内容の適正化に向けた取り組みも行ってきました。 これらの取り組みにより保険金支払リスクを予防的に管理し、安定的かつ健全な収支を実現しています。これは、保険を単なる補償手段から「入って健康になる仕組み」へと進化させるものであり、社会的要請に応える新しい保険モデルです。当社は予防的に介入し、保険会社自らがリスクマネジメントした純率を目指していきます。 今回のペット保険への参考純率制度の導入は単なる料率の開示ではなく、日本の保険業界が「予防を基軸とした動的な純率設計」に踏み出すことにつながり、世界をリードする保険モデルの先例となることを願っております。	
その他		
19	今般参考純率に追加される保険種類に異論はないが、企業向け損害保険商品の取扱いの大手損害保険会社への集中による問題だけを改定理由に示しており、追加される保険種類と改定理由に齟齬が生じているように受け止められてしまう。 金融審議会 WG 報告書では、損害保険業界のニーズ等を踏まえた個人向け保険への（参考純率の）拡大の検討についても言及しており、この旨を改定理由に示す必要があると思われる。	本改正は、金融審議会 WG 報告書を受け、保険市場全体の効率化や保険会社の商品開発能力の向上等を目的に行うものです。 ご指摘のとおり、金融審議会 WG 報告書においては、企業向けに限らず個人向け保険への拡大も含めて検討することが考えられるとされており、また、損害保険業界の具体的な保険種目のニーズ等を踏まえて、本改正を行うものとなります。
20	現在、法のもとで認可された組織は、損害保険料率算出機構のみである。だが、この機構の役員には、メガ損保出身者が名を連ねており、事実上のトップである専務理事もまた、メガ損保各社が持ち回りで任命する形となっている。 そのような人事構造を背景に、現在策定されている参考純率には、メガ損保の意向が色濃く反映されているとの見方が強い。 このような状況下で、中小規模の損害保険会社による新商品の開発や新規参入を中長期的に促す参考純率の算出は、メガ損保にとって競争環境を厳しくする可能性があるため、現行構造下では実現困難と推察される。 結果として、メガ損保の影響力が及ばない別組織の創設を含めた、新たな仕組みや体制の構築が必要であると考えられる。	貴重なご意見として承ります。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
21	参考純率を利用した場合、算出機構の改定に際し、事実上、保険会社も保険料の改定を強制される事態に至る。その場合、保険料規模が小さく、改定のために生じるコストが見合わない場合、当該種目から撤退せざるを得なくなることも、現実的に発生してきた。 そして、貴庁による審査の姿勢——各社も改定を行わざるを得ない状況——が種目拡大に際し不明確である以上、参考純率があるがために却ってコストの増大を招き、資本力の小さい保険会社の参入が阻害されることもあり得、賛成しがたいものである。	貴重なご意見として承ります。
22	同じ保険種目でも、アンダーライティングの方針により、各社の純保険料の水準は大きく異なると見込まれます。そのような水準の異なるデータを算出機関に集めて統一的に算出しても実用に耐えるとは思えません。 新しく保険業界に入ってくる企業が増えるようにするには、引き受け規定など、アンダーライティングの方針を含め、現在の販売会社に純保険料率の開示をお願いすることや、統計だけ整備し、保険料の算出は各社にゆだねることも、考えられる方法かもしれません。	貴重なご意見として承ります。
23	これまで参考純率の対応をしてこなかった会社・種目もあるため、参考純率の対象拡大をする場合、報告や改定対応においてどのような対応が今後必要になるのか分からない。損保料率機構の報告、および参考純率改定があった際の具体的な対応のガイドラインを示してほしいがこのようなことの準備は想定しているか？	ご意見にある「報告」や「ガイドライン」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、参考純率算出のための損害保険料率算出機構への各損害保険会社からの保険契約及び保険金支払いに関するデータ報告の内容や方法等については、今後、損害保険料率算出機構と損害保険業界との間で検討されるものと考えております。金融庁としても、円滑な運用に向けた対応が行われるよう後押ししてまいります。 また、参考純率改定対応に関する業界ガイドラインの必要性等については、損害保険業界において検討されるものと考えております。
24	今回、対象拡大された種目の参考純率について、いつ頃各会員会社からのデータの報告が始まり、参考純率の届出をする予定かなどタイムスパンを検討しているか？参考純率の公表が5年後 10 年後になるのであれば、本件が風化してしまうのではないかと思います。	貴重なご意見として承ります。
25	参考純率を企業向け商品を中心に対象拡大するのであるが、現行の運用では規制が形骸化する可能性がある。企業火災商品では形骸化しているため、晩年赤字となっていたのだろう。標準料率の運営について、以下を検討して欲しい。 現行では、認可とは別に新たな料率区分を作ったり、標準料率を用いた場合の営業保険料からの乖離率（修正率）すら把握していなかったりする会社も多いと思う。さらに、算出方法書	貴重なご意見として承ります。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	(純保険料)と社内規定(付加保険料)にも表現されていない料率区分や料率係数を適用していて、保険料設計が実務担当者しか把握していない、ブラックボックス化している会社もあるだろう。例えば、以下のような内容を監督指針に記載するようなことも検討して欲しいと思う。 ・標準料率であることを理由に、新たな料率区分を作ることを認めない(料率細分化を算出方法書からさらに作るのであれば、ちゃんと認可をとるステップを踏む)少なくとも、料率区分をつくっていることの算出根拠を文書化する。 ・標準料率を用いた場合の営業保険料からの乖離率(修正率)を25%以内に抑えるように確認する(文書化もする)	
26	参考純率を企業向け商品を中心に対象拡大するのであるが、現行の運用では規制が形骸化する可能性がある。企業火災商品では形骸化しているため、晩年赤字となっていたのだろう。特約自由方式について以下を検討をして欲しい。 損保会社は無数の特約自由方式を保有しており、例えば「リスク実態を踏まえ、適宜料率を調整する」といった文言で料率を実質的に自由に調整できる場合もある。これが結果的に価格調整の不祥事にも繋がっている。一方で、特約自由方式の内容を網羅的に把握していない会社も多いと思う。 ・自由特約を一覧化し、料率算出根拠や適用している契約者を把握するインベントリーを作成し、定期的に料率が適切か検証するような仕組みとする ・メリット・デメリット料率テーブルを新たに作成したり、料率区分を新たに設定するようなものも認めない。少なくともその算出根拠を文書化する ・営業保険料をどのように計算するのか(認可値ではなく修正した実際に適用している係数や付加保険料割引、その料率根拠を含む)網羅的に記載した記述書を作成する。	貴重なご意見として承ります。
27	参考純率はあくまで参考だとは承知しているが、データの信頼度を踏まえると、参考純率に準拠しない理由は相当程度に難しいはずである。色々な理由で準拠しないことを述べる会社も出てくるだろうが、相当に合理的でない限り準拠しないことは認めないような監督をして欲しい。	貴重なご意見として承ります。
28	参考純率の対象拡大と併せて、(特に参考純率対象種目における)商品開発管理態勢等に係	貴重なご意見として承ります。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	るモニタリングも高度化しないと規制が形骸化してしまう。 当局のモニタリングリソース確保や、保険会社における自立した商品開発態勢の確保（文書化の徹底や3ライン態勢の確立等）が重要になると思う。	
29	本件は、損害保険の価格調整問題は、プライシングモデルの誤用（モデル・リスクの発現）とも考えられる。大手銀行や大手証券は、モデル・リスク管理に関する原則に従い、プライシングモデルを含む、すべてのモデルに対し、誤った用いられ方がしないようリスク管理をしている。大手の保険会社に対しても、同様の規制を適用することも重要だと思う。	貴重なご意見として承ります。
30	今回の法改正において、新規対象種目の参考純率算出にあたり、既に商品を提供している保険会社からのデータ提供が重要になると考える。既に商品提供を行っている保険会社においては、参考純率が提供されることによる純率の精度向上・認可手続きの省力化のメリットがあるが、一方で新規の保険会社算入によるシェアの減少というデメリットの懸念が生じることとなる。 そのため、先行している保険会社がデータ提供について二の足を踏むことが考えられるが、その点どのようにして先行保険会社からのデータ提供を受け、参考純率算出を実現されるのかお考えを伺いたい。	損害保険料率算出機構による適正な水準の参考純率の算出のために十分な保険契約及び保険金支払いのデータの確保については、今後、損害保険料率算出機構と損害保険業界との間で検討されるものと考えております。金融庁としても、円滑な運用に向けた対応が行われるよう後押ししてまいります。
31	先行保険会社からのデータ提供が難しいケースであっても、一般統計や海外事例、海外の料率算出機関との連携等により、早期に参考純率算出を実現をしていただきたい。	
32	今回の法改正と関連して、金融審議会 WG 報告書では、参考純率範囲の拡大に加え、火災参考純率算出方法の高度化についても記載されている。 それぞれ難しい課題であり、損害保険料率算出機構において、両者を早期に実現可能なキャパシティがあるか懸念される。 損害保険料率算出機構の体制強化や業界でのバックアップ等も行い、ぜひ早期に実現していただきたい。	貴重なご意見として承ります。
33	従来の火災保険の参考純率において、過去の実績をそのまま反映させることで、直近の悪化トレンドを反映することができなかったことが、保険会社の収支改善が遅れたことの一因と理解している。 新たに参考純率化される商品については、インフレや自然災害の激甚化等の将来のリスクの変化も考慮した上でフォワードルッキング	貴重なご意見として承ります。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	な純率の設定が行われる監督を行っていただきたい。	
34	参考純率がダンピングの指標にならないよう、大企業契約における個別調整で参考純率を逸脱することを制限する仕組みを設けてはどうか。	貴重なご意見として承ります。
35	少額短期保険が参考純率に準拠しない場合、損保会社と少額短期保険会社で価格差が生じ、競争に歪みが生じる可能性がある。大手損保であれば少額短期保険会社を複数作ることにより、あえて1つ当たりの少額短期保険会社の規模を抑えて規制のチェリーピッキングをするようなことも起こる可能性がある。 ペット保険にも対象拡大をするのであれば、少額短期保険も損保のように幅料率としつつ、ある程度参考純率に準拠するような仕組みにするのが良いと思うが、法における「損害保険会社」に少額短期保険も加えてはいかがか？	現在、少額短期保険業者は、法第2条第1項第4号に規定する会員に含まれておらず、参考純率の利用が認められておりませんが、中長期的な課題に関する貴重なご意見として承ります。
36	商品開発コストを下げる観点から、少額短期保険会社もペット保険や家財の参考純率のデータを参照できるようにして欲しい。損保料率算出機構のデータバンク機能として一般公開予定はあるか？	
37	各保険会社のペット保険においては、年齢区分やペット種別を細分化した際のデータが十分ではないことを一因に、特に高年齢における採算不足が顕在化しているケースがあるものと理解している。参考純率化されることにより、十分なデータに基づきより各区分のリスクに応じた料率設定が可能となることから、参考純率化は望ましいものとする。 少額短期保険においても同様に料率設定区分の細分化の際のデータ不足の問題があることから、少額短期保険においても参考純率を参照できる仕組みを構築することが望ましいものと思料する。	
38	ペット保険は少額短期保険業者（以下「少短」）の取り扱いも多い。少短の経営破綻の事例もあることから、健全性向上のため、参考純率のデータ提供や利用権限の範囲を少短にも拡大する意義があると思う。	
39	料率団体が参考純率の算出を行うことができる保険の種類は、法第3条第4項で「内閣府令で定める。」と規定されている。今回の「損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」は、これを金融庁長官に再委任する改正案である。 委任立法の再委任については、法律による委任先の指示を行政立法の段階で無視することは法律による行政の原理に違反する。また、法律による委任先が、委任の趣旨に対応する規範	損害保険料率算出団体に関する内閣府令第3条第1号から第5号までにおいては、自動車保険、火災保険等の損害保険商品の主要な保険の種類とされるものを規定しているところ、本改正案においては、同条第6号に「その他金融庁長官が定める保険の種類」を新設し、その他の保険の種類を追加したものとなります。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	の具体化を行った上で、技術的細目について下級機関に再委任をすることは許容されるが、当該具体化そのものを再委任しているような場合には、白紙委任と同様に、法的な責任を没却する違法なものだといえよう（岡田正則 著『行政法 1 行政法総論』（日本評論社、2022 年）65 頁）。 今回の改正案は、委任立法の再委任であるが、元の法律に委任の趣旨に対応する規範の具体化はない。したがって、白紙委任と同様に、法的な責任を没却する違法なものである。	